

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業

＜略称：建材一体型事業＞

公募概要

令和7年5月1日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象等
 - ＜本補助事業の区分＞
 - ＜対象事業の要件＞
 - ＜補助対象設備等＞
 - ＜補助金の交付額＞
 - ＜補助事業期間＞
 - ＜補助金に応募できる者＞
3. 補助対象事業の選定
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5. 応募方法について
6. お問い合わせ先
7. 個別相談会（WEB）のお知らせ

◆ 本補助事業は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」
- ・窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業交付規程

万が一、これらの規定が守られず、一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の取消しの措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

本公募では、

令和6年度(補正予算)及び令和7年度

「窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業」
を同時に公募いたします。

※どちらの年度の予算が適用されるかは、採択時に事業者に通知いたします。

◆本補助事業

本補助事業は、新築又は既築の建築物に窓、壁等と一体となった太陽光発電設備（以下「建材一体型太陽光発電設備」という。）の導入を行う事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネの導入及び地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

1. 補助事業開始は、交付決定日以降となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 環境省からの調査や情報提供依頼について、協力してください。
4. 本補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
5. これらの義務を十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

2.1 本補助事業の区分

本補助事業で補助の対象とする建材一体型太陽光発電設備は、次の2つの設備に区分します。

(1) 「窓と一体となった太陽光発電設備」

(屋内※に設置する後付け太陽光発電設備を含む。)

建材としての機能を有する太陽光発電設備のうち、断熱性能を表す熱貫流率 (Uw値) が $3.5 [W/m^2 K]$ 以下であり、かつ、透過率 (開口率) が 50 % 以上であるもの。ただし、建築物の窓に設置するものに限る。

(2) 「壁等と一体となった太陽光発電設備」

(屋内※に設置する後付け太陽光発電設備を含む。)

建材としての機能を有する太陽光発電設備のうち、(1) に該当しないもの。

※ 窓ガラスの内側またはその一部

2.2 対象事業の要件

以下に示す要件をすべて満たすものとします。

- (1) 建築物の窓、壁等を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業であること。
- (2) 導入する太陽光発電設備は、次の①又は②に適合すること。

①屋外に設置する太陽光発電設備については、

- ・「建築基準法施行令」第83条から第88条まで
- ・「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第4条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。

②屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、

- ・「建築基準法施行令」第88条
- ・「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能
- ・「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認

に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。

加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。

2.2 対象事業の要件

(3) 導入する太陽光発電設備の発電容量の合計が3 kW以上※であること。

※ 太陽電池モジュールの定格出力の合計が3kW以上であり、かつ、
パワーコンディショナ（PCS）の定格出力が合計3kW以上であること。

(4) 発電した電気の供給先が同一敷地内の施設であること。

また、当該施設から電力系統に逆潮流しないこと。

(5) 停電時に電力供給可能なシステム構成であること。

(6) 本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

○建材一体型太陽光発電設備（事例1）



出典 AGC株式会社 【サンジュールSUDARE】タイプ

熱貫流率3.5以下、透過率50%以上で
「窓と一体となった太陽光発電設備」

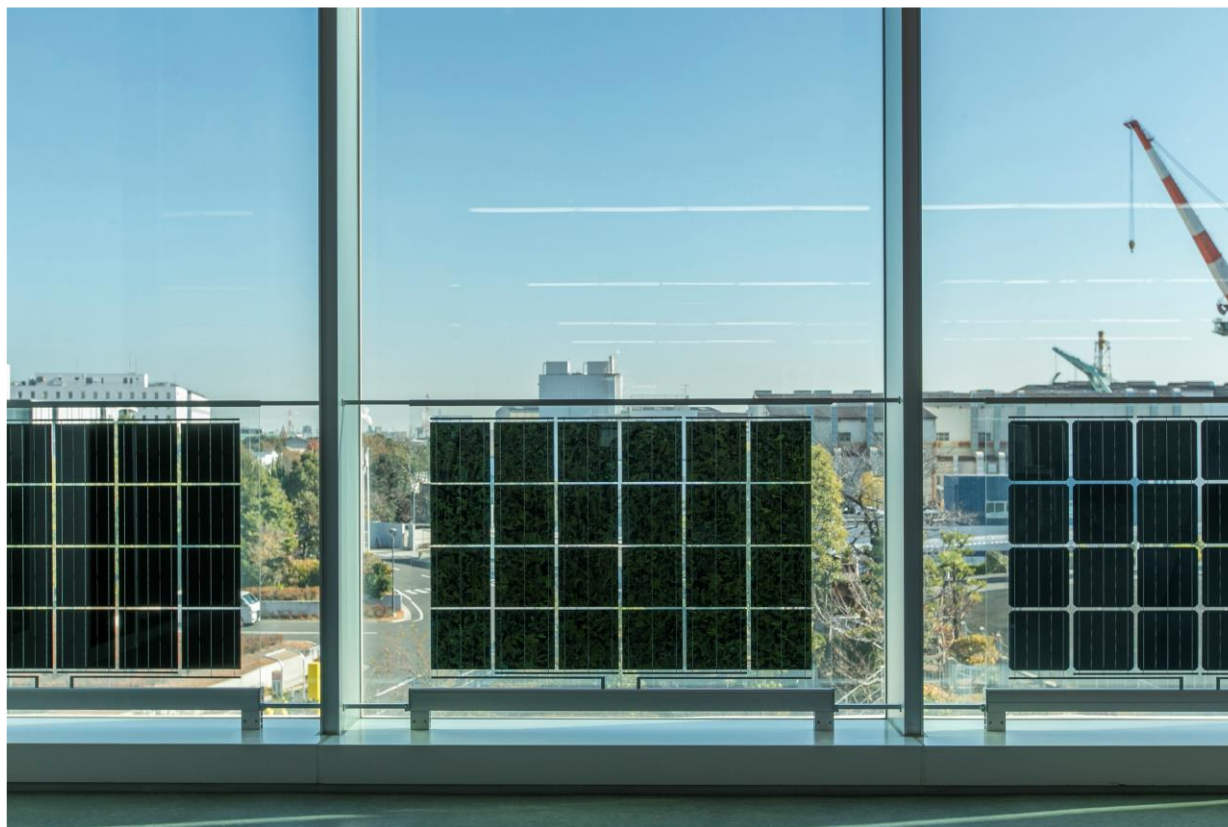
○建材一体型太陽光発電設備（事例2）



出典 カネカ株式会社 【シースルー】タイプ
※学校法人開成学園への導入事例

熱貫流率3.5以下、透過率50%以上で
「窓と一体となった太陽光発電設備」

○建材一体型太陽光発電設備（事例3）



出典 AGC株式会社 屋内設置型BIPVタイプ

熱貫流率3.5以下、透過率50%以上で
「窓と一体となった太陽光発電設備」

○建材一体型太陽光発電設備（事例4）



導入イメージ
(中・小規模ビルの外装)



出典 カネ力株式会社

- ①ソリッドタイプ : 「壁等と一体となった太陽光発電設備」
- ②シースルータイプ : 熱貫流率3.5以下、透過率50%以上で
「窓と一体となった太陽光発電設備」

2.3 補助対象設備等

- ・普及の初期段階にある再生可能エネルギーに関する新技術や製品のうち窓ガラスや壁材等と一体となった太陽電池モジュール
- ・基礎（太陽電池モジュールを建物に固定するための器具、材料等）
- ・接続箱
- ・パワーコンディショナ
- ・配線
- ・その他協会が必要と認める設備

※補助対象設備の設置に係る工事費も補助対象とする。

※オンサイトPPAモデルやリースにより設備導入を行う場合には、太陽光発電設備は同一の者が一体的に導入すること（太陽光発電モジュールとその他の部分（窓ガラス等）を別々の事業者がそれぞれ導入することは認められない）。

2.4 補助金の交付額

(1) 「窓と一体となった太陽光発電設備」及びその付帯設備

補助率 5 分の 3 (上限額は各年度5,000万円)

(2) 「壁等と一体となった太陽光発電設備」及びその付帯設備

補助率 2 分の 1 (上限額は各年度3,000万円)

- ・ 2つの区分の設備を合わせて導入する場合、それぞれの区分の補助率及び上限額を適用し、その合計額を交付額とする。
- ・ 2つの区分で共用する設備を導入する場合、当該設備は上述の(2)として取り扱う。

2.5 補助事業期間

○補助事業期間：原則として、単年度

ただし、単年度での実施が困難な事業については、補助事業の期間を複数年度(最大3か年)とすることができます。

補助事業期間内に事業が完了するよう、関連する法令等の確認を十分に行ってください。

2.6補助金の交付を申請できる者

本補助事業について応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者としします（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※地方公共団体は、本補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者（需要家）として申請することができます。

なお、設備の所有者が地方公共団体の場合は、事前（公募期間終了日の2週間前まで）に協会にご相談ください。

3. 補助対象事業の選定

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面又は、Web会議等によるヒアリング)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

(ア、イは必須項目。それ以外は加点項目)

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- ウ 事業による直接的なCO2削減の費用対効果が高いか。
- エ 事業によるCO2削減量が多いか。
- オ 窓に設置する場合、断熱性能が極めて高いか。
- カ 窓及び壁に設置する場合、防眩機能を有しているか。
- キ 景観条例が適用される地域の建築物の場合、条例に適合しているか。

3. 補助対象事業の選定

ク 以下のいずれかに該当しているか。

- ・ RE100/再エネ100宣言 RE Actionへ参加、Science Based Targetsの認定を取得、又はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）への賛同表明をしているか。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
- ・ 環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
- ・ 温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしているか。
- ・ デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしているか。

○以下の事業については、優先採択の対象とします。

- ・ 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規程する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にすべて定めた市町村の促進区域内で実施する事業

○応募条件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もあります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（１）

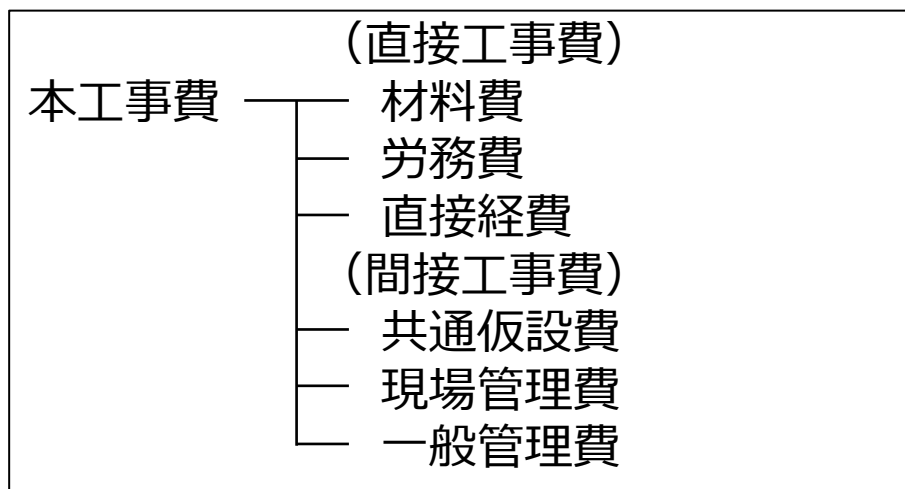
- （１）補助対象経費は、事業を行うために直接必要な以下の経費
（公募要領の別表第１の第３欄）

＜補助対象経費の範囲＞

補助事業を行うために必要な工事費

（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、
設備費、業務費及び事務費

本工事費の内訳



4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（2）

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
- ・ 建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用など
- ・ 消耗品（施設の保守・管理に必要なスペアパーツ等の購入費）
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

※ 詳細は、Q & A集も参照してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（3）

＜補助事業における利益等排除＞

- 本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
- このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、**原価（当該調達品の製造原価など）**をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

- 補助事業において、自社の**人件費**（共済費を含む。）を計上する場合、**従事日誌の作成が必要**となります。また、旅費の計上については、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等が必要となります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（4）

（2）複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合

代表事業者：補助事業を自ら行い、財産を取得する者

共同事業者：その他の事業者

○代表事業者及び共同事業者は、採択された後は変更できません。

○代表事業者及び共同事業者は、

①実施するすべての者が「2.6補助金の交付を申請できる者」に該当すること。

②補助事業の共同実施並びに債務の負担等に関する協定、覚書、契約等を締結すること。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（５）

○シェアード・セイビング方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。ファイナンス・リース方式の場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

この場合、交付の条件として次に示す書類の提出を条件とします。

- ア 電力需要家が負担する費用（ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。
- イ 本補助事業により導入した設備等について、処分制限期間※満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

※ 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（6）

（3）事業の公表について

○応募に当たって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公表について同意していることが必要です。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	・ 売電価格の平均値及び中央値 ・ 契約期間（年数） ・ 発電設備の定格出力及びPCS出力 ・ 供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合
定性情報	・ 発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名 ・ 発電設備の住所 ・ 電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域 ・ 電力供給に係るフロー・商流
注意事項	・ 公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることがあります。 ・ その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（7）

（4）災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○太陽光パネルなどの太陽光発電設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「JIS C 8955 太陽電池アレイ用支持物設計標準」「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（8）

（5）複数年度事業について

- 次年度以降の補助事業は、国において次年度以降に**所要の予算措置が講じられた場合にのみ**行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- また、複数年度事業の場合、補助金の**交付申請等は年度毎に行っていただく必要がある**とともに、事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。
- 複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における補助事業について、**翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する**必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。
- 複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合があります。

4.2 補助事業の実施における留意事項（１）

（１）交付申請

- 公募により選定された事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます。
- 補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

（２）交付決定

- 提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（３）補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
委託・請負等の契約の締結や発注は交付決定後に行い、令和8年1月31日までに事業完了してください。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

4.2 補助事業の実施における留意事項（2）

（4）補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

（5）完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2 補助事業の実施における留意事項（3）

（6）補助金の支払い

- 協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という）又は協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構又は協会から補助金を支払います。
(補助金の予算年度により、精算払請求書の提出先が変わります。)

（7）補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年又は交付規程第8条第1項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項（１）

（１）取得財産の維持管理等

補助事業者は、取得財産等について、

- ①環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、処分（本補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう）してはならない。
- ③上記期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度への登録を行ってはならない。

4.3 補助事業完了後における留意事項（2）

（2）二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、当協会の求めに応じて提供してください。
- 事業報告の際、CO2削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、CO2削減量等が当初の目標と大きく剥離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項（3）

（3）事業報告書の提出及び調査等への協力

- 補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣（以下「大臣」という）又は大臣の指定する者に提出してください。
また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出してください。
- 報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。
- 環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

(1) 小規模事業用電気工作物に係る届出

電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うこととなったので、必要な手続き等を行うこと。

※ 詳しくは以下のURLを参照すること。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

(2) 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

特に、次の（a）～（m）をすべて遵守していることを確認すること。

- （a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

4.4 その他留意事項

- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、事務局に対して提出を行い、確認を受けること。
- (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（エネ庁省工新工ネ部新工ネ課再工ネ推進室）を参照のこと。
- (f) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
（ただし、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備を設置するものであり、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。）

4.4 その他留意事項

- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

4.4 その他留意事項

- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」※¹（資源エネルギー庁）および「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」※²（環境省）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

※ 1 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2025年4月改定 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

※ 2 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成30年環境省）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

- (m) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

4.4 その他留意事項

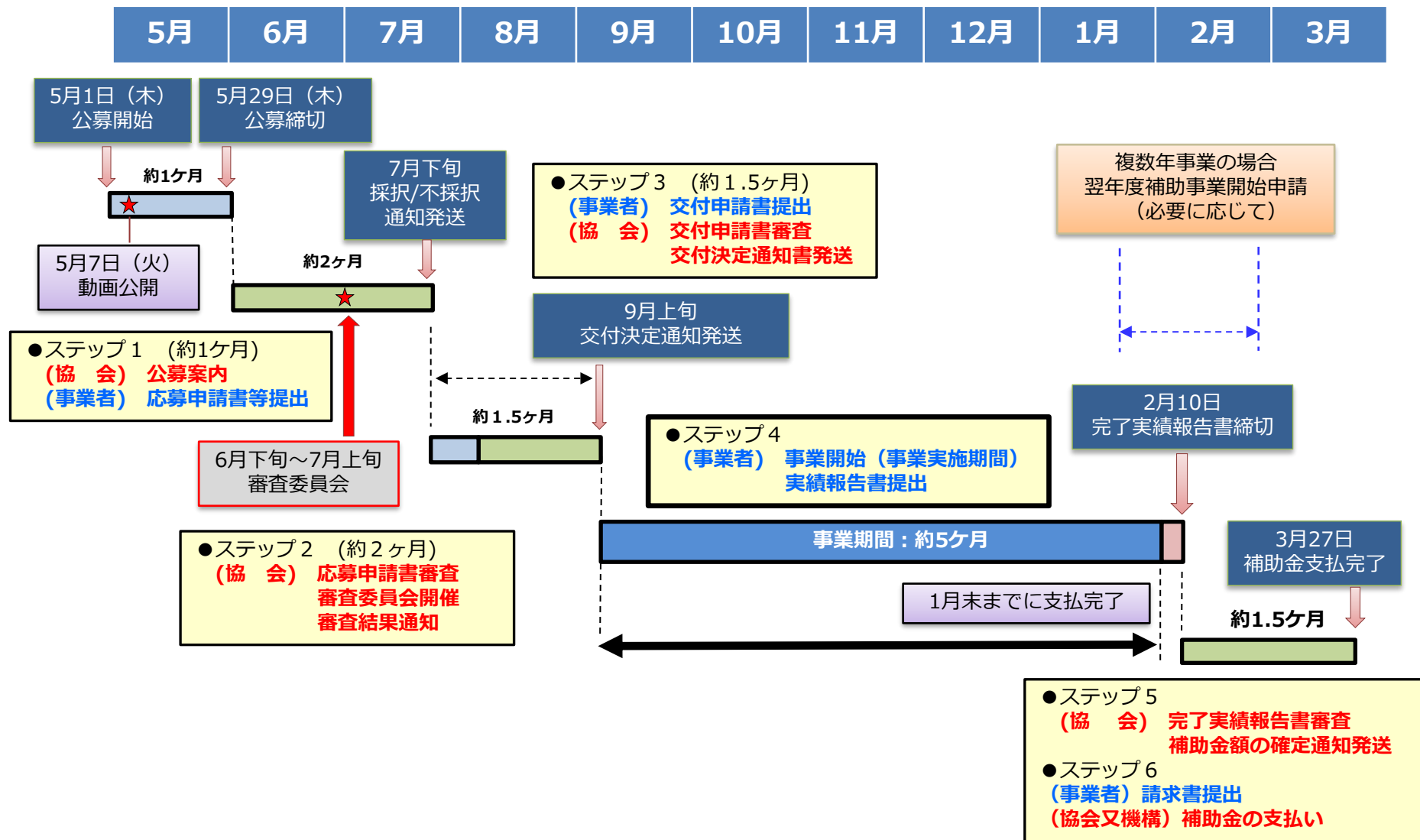
(3) 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について

○補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用については、『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』※²（環境省）に準拠して、必要な経費を算定し（kWあたり1万円など）、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。

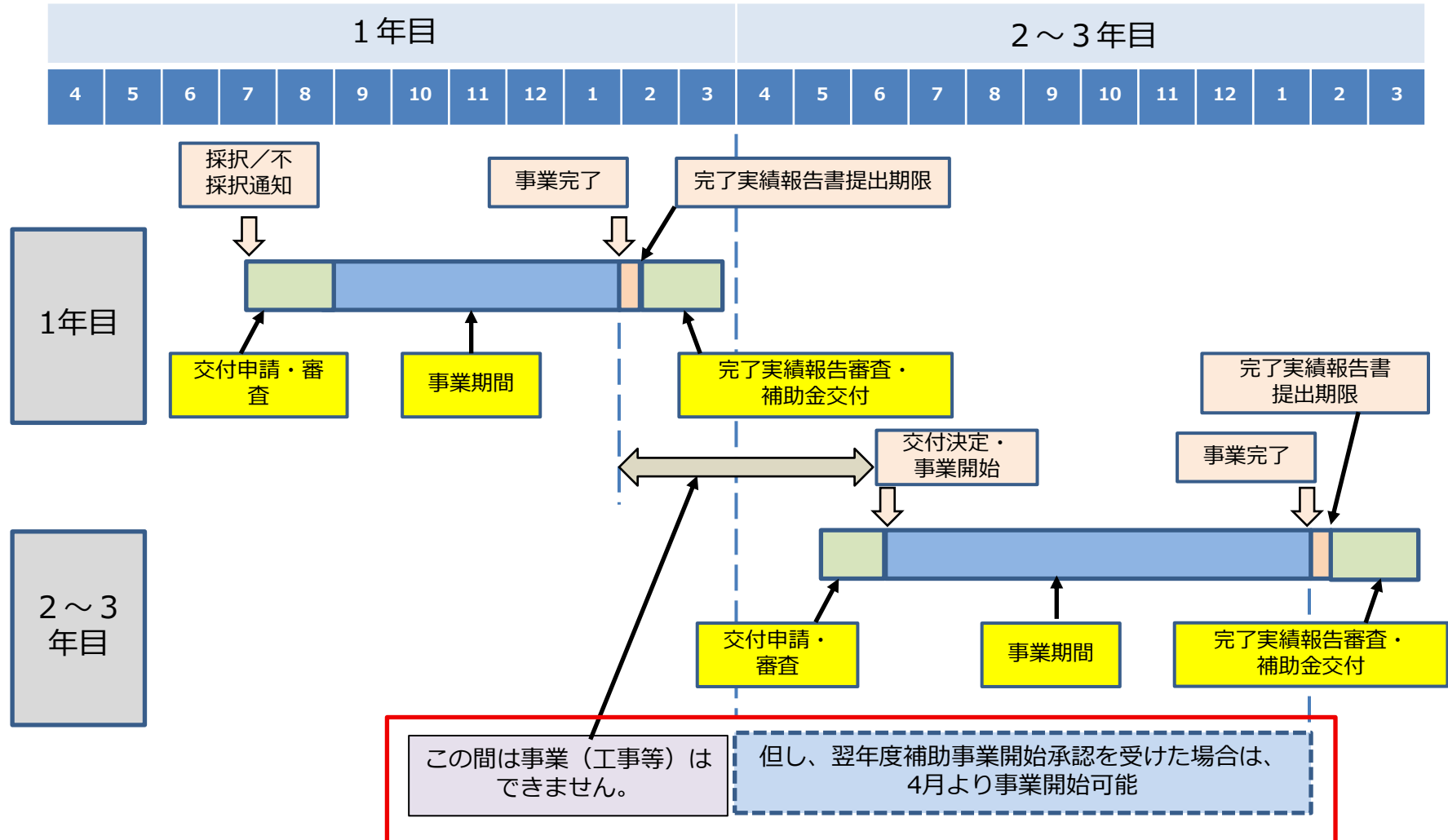
※ 2 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』平成30年環境省)

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

4.5 事業実施のスケジュール



2～3か年事業の場合



【応募書類概要】

A.申請書	
A-1	様式 1 応募申請書（B-1、C-1、C-2と同一のエクセルファイル）
B.実施計画書	
B-1	別紙 1 実施計画書（A-1、C-1、C-2と同一のエクセルファイル）
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の地図（広域・詳細）と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること
B-3	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・洪水、津波、高潮による浸水被害） ●対象施設の位置が分かるように印をつけること ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること
B-4	事業の実施体制表
B-5	事業の実施スケジュール
B-6	導入を予定している設備内容（仕様書を含む） ●導入予定の機器の一覧表、仕様書、配置図（レイアウト図） ●単線結線図、システム図 ●導入設備の図面、カタログなど ●導入設備の耐風、耐雪、耐震計算書など
B-8	運用説明資料
B-9	施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠 ●年間消費量シミュレーション結果などを添付すること
B-10	発電量・CO2削減効果の算定根拠 ●ハード対策事業計算ファイルまたは任意様式の計算書（排出係数を0.438kgCO ₂ /kWhとすること）、年間発電量シミュレーション結果などを添付

B.実施計画書	
B-11	ランニングコスト算定根拠 ●導入設備の年間メンテナンス費用の見込み
B-12	建材としての機能を有していることの説明資料
C.経費関係書類	
C-1	別紙2 経費内訳（A-1、B-1、C-2と同一のエクセルファイル）
C-2	経費区分集計表（A-1、B-1、C-1と同一のエクセルファイル）
C-3	見積書 ●金額の内訳が分かる書類（見積書（又は計算書）及び見積明細書）を添付すること ●項目・金額が C-2 に正しく転記されていることを確認すること
C-4	補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
D.その他の資料	
D-1	会社の概要 ●代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等が分かるパンフレット等を添付すること
D-2	●代表事業者の法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）の写し等
D-3	代表事業者の財務内容に関する書類 ●代表事業者の単体ベースの直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること
D-4	その他参考資料 ●借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置承諾書の提出は不要） ●【リース契約等の場合】リース契約関係資料等

【提出方法】

応募書類は、①電磁的方法もしくは、②書面にて公募期間内に下記の提出先に提出して下さい。

①電磁的方法による提出の場合

- ・メール件名に「【応募事業者名】建材一体型事業応募申請」と記載してください。
- ・提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスなどを利用するなどして提出してください）。
- ・データを圧縮する場合は、zipファイルを使用してください。
- ・提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- ・電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。

②書面による提出の場合

- ・応募書類を封筒に入れ、宛名面に応募事業者名及び
「建材一体型事業 応募書類在中」を朱書きで明記してください。

※申請は必ず応募申請者（代表事業者）自身が行ってください。

【提出期間】

一次公募 令和7年5月1日（木） ～ 5月29日（木） 正午必着

二次公募 令和7年6月26日（木）～ 7月24日（木） 正午必着

※公募期間ごとに審査を行います。

なお、一次公募で予算額に達した場合は、二次公募を行わないことがあります。

【提出先】

- ・電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：**agri-bipv@eta.or.jp**

件名：【応募事業者名】建材一体型事業応募申請

- ・書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人環境技術普及促進協会

「建材一体型事業 応募書類在中」

【お問い合わせ先】

お問合せは、協会ホームページの「お問合せ」または「電子メール」でお願いします。
電子メールについては、メール件名に以下のとおり記入してください。

また、メール本文の冒頭に、「建材一体型太陽光発電事業について」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

なお、「個別相談会」を開催します。詳細は次ページをご覧ください。

<メール件名記入例>

【団体名】 建材一体型事業について

（団体名を、お問合せいただく会社・団体等の名称に変更して送信してください。）

<お問い合わせ先>

一般社団法人環境技術普及促進協会 業務部 業務第2グループ

お問合せメールアドレス：**agri-bipv@eta.or.jp**

※お問合せ内容によっては、回答まで1週間程度時間を要することもあります。

※お問合せの内容について、当協会の担当者から電話で
確認する場合があります。

（１）日 程

開催日： 5月13日（火）、5月14日（水）、5月15日（木）の3日間

時 間： 各日とも10時～、14時～、16時～の3回

なお、Webexのミーティングリンク及びミーティング番号等については、別途当協会より改めて参加者にご連絡いたします。

（２）申込方法

参加ご希望の方は、以下のメール記入例にしたがって記載し、5月9日（金）17時までにお申込みください。後日、当協会から個別相談会への出席の可否及び日時をご連絡いたしますが、より具体的な相談内容を記載された団体を優先いたします。

送付先メールアドレス：agri-bipv@eta.or.jp

<メール記入例>

件名：【団体名】建材一体型事業個別相談会申込（WEB）

本文：建材一体型事業のWEB個別相談会への参加を希望します。

(1) 団体名

(2) 所属・氏名

(3) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(4) 希望日時 第1希望：5月〇日〇時、第2希望：5月〇日〇時

(5) 相談内容

【圧縮記帳】

- ・ 所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という）が設けられています。
- ・ 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

【消費税、地方消費税の取り扱い】

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。「交付規程第4条第2項」
ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。**

- ・ 見積書は、必ず以下の設備区分ごとを取得し、経費区分集計表も個別に作成してください。
 - (1) -1「窓と一体となった太陽光発電設備（窓と分離できないもの）」
 - (1) -2「窓と一体となった太陽光発電設備（窓の内側へ後付けするもの）」
 - (2) -1「壁等と一体となった太陽光発電設備（壁等と分離できないもの）」
 - (2) -2「壁等と一体となった太陽光発電設備（窓の内側へ後付けするもの）」
- ・ (1)、(2)の区分で共用する設備を導入する場合、当該設備は(2)として計上してください（例：パソコンを共用する場合など）。

作成例

見 積 書

見積書番号

発行日付

御中

下記のとおり、お見積りいたします。

見積金額： 22,501,800 円

消費税は含んでおりません。

□□□□電機株式会社

〇〇県〇〇市・・・

件 名：〇〇施設建材一体型太陽光発電設備設置工事

納 期：〇月〇日

支払条件：

見積有効期限：

(円)

No.	品名	数量	単位	金額	備考
1	窓と一体となった太陽光発電設備（窓一体型）	1	式	6,620,800	
2	窓と一体となった太陽光発電設備（窓後付け型）	1	式	3,511,000	
3	壁等と一体となった太陽光発電設備（壁等一体型）	1	式	5,790,000	
4	壁等と一体となった太陽光発電設備（壁等後付け型）	1	式	6,580,000	
	合計			22,501,800	

見 積 内 訳

No.	品名（規格）	数量	単位	単価	金額	備考
窓と一体となった太陽光発電設備（窓と分離できないもの）に係る経費						
3	共通仮設費	1	式	50,800	50,800	直接工事費の3%
	小計				6,620,800	
窓と一体となった太陽光発電設備（窓の内側へ後付け型）に係る経費						
3	配線材	60	m	350	21,000	建設物価による
	小計				3,511,000	
壁等と一体となった太陽光発電設備（壁等と分離できないもの）に係る経費						
2	パソコン・イコナ（60kWh）	1	台	900,000	900,000	直接工事費の4%
3	設置工事	120	人工	25,000	3,000,000	純工事費の9%
	小計				5,790,000	
壁等と一体となった太陽光発電設備（窓の内側へ後付け型）に係る経費						
2	パソコン・イコナ（60kWh）	1	台	900,000	900,000	直接工事費の4%
3	設置工事	120	人工	25,000	3,000,000	純工事費の9%
	小計				6,580,000	
	合計				22,501,800	

見積書に記載の内容を、経費区分集計表に転記してください（各区分に分けて記載）。
各々の費用については、別表第2の経費区分に従って記載してください。

[illegible]

見積明細書について

- ・ 設備費・材料費は、具体的に記載すること。
（「一式 ○○円」は使用しない）
 - ・ 労務費は、**計算式（人工×単価）**を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること。
 - ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の**根拠を明確**にすること。
 - ・ **スเปアパーツ等**の消耗品に関する経費は**補助対象外**とすること。
 - ・ 補助対象経費と補助対象外経費がわかるように備考欄等に**明示**すること。
 - ・ 見積の中に補助対象外経費が含まれる場合は、「間接工事費」「設計費」「監理費」は、補助対象経費と補助対象外経費の比率で**適切に按分**すること。
- ※単価は、建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準などを参考のうえ算出し、算出の**根拠となる資料を添付**すること。
- ※見積書は項目ごとに番号（No.）を付けて記載し、経費内訳表にはその番号（No.）を含めて転記すること。
（「内訳-内容-※根拠資料（見積書等）No.」欄に転記）